

○総務委員会

令和元年12月9日（月曜日）

午前10時 0分 開会

午前11時40分 散会

○三橋和史委員 三橋でございます。

前回に引き続きましてお聞きするんですけども、総務委員会に付託されていますこの所管事項の部分、右京小学校地区の避難計画、また右京小学校の跡地計画、これをお示しいただきたいという趣旨の請願であります。

まず、この右京小学校地区の避難計画について、この請願が出されて以降、どういった説明状況であるのかということについて、危機管理監、または危機管理課長にお尋ねをしたいと思います。

○小橋 勇危機管理課長 ただいまの三橋委員の御質問にお答えをいたします。

右京地区の避難所の計画につきましては、先ほども答弁がございましたが、地域の右京小跡活用協議会とこれまで2回協議をさせていただきました。

その中でも避難所の存続を求める御要望が非常に強くございましたので、本市といたしましても、現在の体育館を避難所として残すというふうなことを基本的に協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 先ほども答弁がありましたけれども、協議会というのがあるんですか。私も認識不足の点があって申しわけないんですけども、その協議会と今回の請願の請願者でありますPTA、PTAとその協議会との関係性をまず説明していただけますか。

○小橋 勇危機管理課長 御質問にお答えをいたします。

現在、右京地区の中でもいろいろな団体の方がおられます。それぞれ御要望とか御意見とかをお持ちやというところで、我々といたしましても地域の意見を集約していただくというところで、右京地区のほうで自治連合会であるとか自主防であるとか、そういったところで各団体の方でもってこの右京小跡活用協議会というものを結成していただきました。

現在、市といたしましては、同協議会をこの跡地活用の協議の窓口というふうにして調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 右京小跡活用協議会の中に、PTAはメンバーに入っているんですか。

○小橋 勇危機管理課長 お答えをいたします。

団体といたしまして、PTAという団体の名称は入っていないというふうには認識はしてございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ですから、私が当初お聞きしたのが、この請願との関係で請願者たるPTAの方に右京小学校地区の避難計画をお示ししている状況についてお聞きしておりますので、PTAに対して右京小学校地区の避難計画をお示してきたのかどうかというその説明状況を、請願が提

出されて以降、その状況についてお尋ねします。

○小橋 勇危機管理課長 この協議会が設立される前にもお話をする場面はあったかというふうに記憶をしております。

そのときに、体育館を避難所として残すというふうなところ辺のお話もさせていただいたかというふうに思うんですが、協議会が立ち上がってからは、先ほども申し上げましたとおり、地区の窓口として協議会が設立されておりますので、それ以降、直接にPTAの皆様にご説明はいたしてございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 右京小跡活用協議会を、それを窓口として協議を進めるということなんですけれども、その協議会の性質がよくわからないんです。

協議会の性質について、説明していただけますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

右京小跡活用協議会は、跡地の活用を目的として自治会や各種団体の方々に構成された団体であるというふうに理解しております。

○三橋和史委員 その自治会や各種団体で構成される協議会なんですけれども、あくまでこれは任意団体ですよ。

任意団体かどうか、お答えいただけますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

任意団体であると理解しております。

○三橋和史委員 特定の任意団体を、行政が一方的にその任意団体を窓口として、今後、その任意団体以外とは交渉の場を持たないよということを決めたということですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

窓口として決めたといいますか、PTAの皆様に関しましては、7月のPTAの皆様に対する説明会で、跡地活用に関しては自治連合会を中心とした方々と意見の整理を行って話し合いしていくというふうなことでお伝えしております、その話を受けて自治連合会、自治会の方々に構成された右京小跡活用協議会とお話をしているということでございます。

○三橋和史委員 私、従来から繰り返し市の職員にも申し上げているんですが、自治会に対して説明しているから、それでもって地域住民に説明をしているんだということにはならないということなんです。

奈良市役所は、いつも自治会や自治連合会に対して説明をしているから行政としての説明責任を果たしているんだというような説明の仕方をするんですけれども、今回については、PTAの皆様から請願が上がってきているわけです。請願に対して全く関係のない自治会に対して説明をしているから説明を果たしているんだということを言うわけなんですけれども、そうはならないわけです。

ですから、その協議会というのもあくまで任意団体の一つにすぎないところに対して、行政が今後はそれを窓口にして説明をするということを決めたのかどうかということを知りたい。その点はいかがですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

自治会、地域の団体といいますと、ある一定、住民の皆様の声を集約していただいている団体というふうなことで、この右京小跡活用協議会の方々と跡地活用、あるいは避難計画についてお

話をしているということでございます。

○三橋和史委員 自治会とお話しされるのは結構なんですけれども、そしたらPTAと協議の場を持たないのはなぜなんですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

PTAの方と協議の場を持たないということではございませんで、この右京小跡活用協議会で住民の方の声、その意見が集約されたものとして話し合いの場、テーブルについていただいているという理解をしております、協議をしているということでございます。

○三橋和史委員 先ほど危機管理部局のほうから、その協議会が立ち上がって以降は、この避難計画等については説明をしていないという答弁があったんです。

それはなぜなのかということになりますよね。特定の任意団体に対して説明を加えていく、協議をしていくということは結構なんですけれども、右京地区の皆さんは自治会に加入されている方ばかりなんですか。自治会に入っていないと行政と話ができないということなんですか。自治会の構成率、加入率は何%なのかということなんですよ。自治会に入っていないと奈良市民ではないということなのか、そうではないでしょう。

ですから、自治会の皆さんも、その意見も重要ではありますが、それ以外について、特に今回は学校に関することでPTAの皆さんから請願が上がってきている。そして、避難計画というのは自治会だけのものではないですよ。自治会が勝手に避難計画を決めるわけでもないし、行政と一つの窓口、唯一の窓口として協議に応じる組織でもありませんし、今回については、例えば授業中において大地震が起こって、それにどう対応するかということについては、在校生の保護者の皆さんも重要な関係があることでありますから、なぜPTAとお話をされないのかということなんです。

協議の場を持たないということではないということをお先ほど総務部長、答弁がありましたけれども、その前の危機管理部局の答弁では、この協議会が設立されて以降は協議の場を持っていないということではないですか。

それでは、もう一度聞きますけれども、危機管理部局にお聞きするんですけれども、なぜPTAの皆さんとはお話しされないのかということをお聞きしたい。

○小橋 勇危機管理課長 お答えをさせていただきます。

繰り返しの答弁にはなるんですが、現在、地区の要望の取りまとめをしていただいている協議会と調整を進めているということでございますのと、あと、防災に関しましては地区の自主防が主体となって現在の右京小学校の避難計画といえますか、避難所の運営マニュアル等々も作成をいただいているところでございます。

自主防のほうは自治会への加入というのは条件ではなく、地区全体を所管していただいているというふうな認識でございますので、地区全体と防災、避難所に関することについては協議を進めさせていただいているという認識でございます。

○三橋和史委員 PTAの皆さんにはお話しされないんですか。

○小橋 勇危機管理課長 別途、今、PTAの方と会合を持つというような予定はしておりません。

あくまで協議会のほうとお話をさせていただいた中で共有されるものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○三橋和史委員 これがおかしいんですよ。それが特権だということを申し上げているんです。

一任意団体にすぎない団体に対して、行政がそこを指定して、唯一の窓口として行政と話すことのできる場だということを言っているわけですね。

しかしながら、それは自治会を中心に各種構成団体の意見を集約した協議会だということを使うわけですが、そうとは限らないわけですね。大体、話ができているからPTAの皆さんからこういう請願が上がってきているのではないんですか。それがおかしいんですよ。

副市長、これいかがですか。

行政というのは市民に対して平等でないといけないわけですよ、言うまでもありませんけれども。その行政が特定の団体を指定して、自治会とか各種団体の構成から成る協議会、検討会だけを窓口として、今後はそれ以外に対しては避難計画も説明しません、跡地計画も説明しませんということでは、やはりおかしいわけであって、差別そのものだと思いますよ。

まして、今回、PTAの皆さん、これ小学校のPTAの皆さんですよ。子供たちの安心・安全、また、子供たちの住環境面についての利害関係人でもあるわけであって、そこなぜ協議をしていかないのかということが理解できないんです。

先ほど申し上げたように、お聞きしたように、この請願が提出されて以降は避難計画について、PTAの皆さんにも説明をしていないというのが実態です。これはなぜなんですか。説明を拒否しているということなんですか。これ、特権じゃないですか。一部の任意団体しか行政とは話できませんというようなことは、行政としてはあってはならないんじゃないですか。

副市長、いかがですか。

○西谷忠雄副市長 右京小跡活用協議会という組織について、まず御説明をさせていただきますけれども、先ほど総務部長の答弁では自治会等ということで、委員のお述べのところでは特定の個別の自治会というふうなお話だったんですけれども、現在、跡地活用につきまして中心となっておりますのはこの協議会でございます、加入しておりますのは連合会でございますし、もちろん自治会も複数入っていただいております。それとあと各種団体という中でいいますと、自主防災、それと文化・スポーツの関係の委員会でございますたり、協議会というのは複数の方々に入っていただいております、今後のまちづくりについて集中的に議論していただく窓口というもので大多数の方の御意見をいただいている団体でございますので、市といたしましてもこの協議会を中心として協議を現在進めさせていただいております。

ですので、一部の任意団体ということではなくて、市が直接お話をする協議会、団体として位置づけをさせていただいております。地域におきましてもそういう考え方で現在進めさせていただいている団体でございます。

それで、PTAという団体についての協議につきましては、教育委員会等で学校の教育について、今後のことについては協議を進めさせていただいております。

ただ、地域のまちづくり、今後の跡地活用、それから避難所運営につきましては、直接、まちづくりという観点から地元、地域に関係することでございますので、現在、この協議会を窓口にさせていただいております。

この協議会の中にも子ども委員会というのがありまして、一部PTAの方にも入っていただいているところもありますので、御意見はそこでもいただけるという考え方であって、そのもとに進めさせていただいております。（北村拓哉議員「それ違うな」と呼ぶ）

それで、今後、PTAへの説明ということにつきましては、計画を出すということにおきましては、請願書の中でも、全てが形として計画ができた段階でお示しさせていただくというふうな

請願の内容でございましたので、現在、その内容を、検討段階であるのでお示しをしていないということでございます。

○三橋和史委員 ここでこの答弁は責任を持ってやってもらいたいということは、もう繰り返し私から申し上げていることでありますけれども、先ほどの質問の趣旨からそれずに質問をしたいんですが、この右京小跡活用協議会がいろいろな地域の皆さんの意見を集約している団体だから窓口として位置づけているんだということを答弁されましたけれども、それは何で決めているんですか。

○西谷忠雄副市長 何で決めているというところでございますが、これまで今回の小中一貫校を進める中で、今後のまちづくり、跡地活用についても当然検討すべきであるということも、地域からの御意見もいただいておりますので、そのことについて直接学校、保護者ということではなくて、その方々も含めた形での地域の団体の代表なりとの話をさせていただくということが一番よいということで、こちらの市のほうからも協議をさせていただく団体をつくっていただけないかと、検討会というのも市との間でする上では代表する団体をお願いしたいということをつくっていただいております。（発言する者あり）

○三橋和史委員 よくわからないんですよ。私、本会議でもやりましたね。一部の地縁団体や一部の団体が行政から特権的な扱いを受けている、これは行政の中立性、あるいは職員の公務の中立性から著しくもとる行為だということを申し上げましたけれども、今回やっていること、そのものじゃないですか、それ。一任意団体に対して行政が勝手に指定して、今後はその団体のみと協議をしていくというような取り扱いをしているわけであって、市民平等じゃないんですか。

市民の皆さんから求めがあったら、避難計画、跡地計画については市民平等に意見を交換して協議にも応じないと、これは行政の中立性、公務の中立性、これを侵害するものだと私は思いますよ。市民平等に対してどういった認識を持っているのか、全くわかりません。理解できません。

そういった協議会を組織されたり、その意見を聞かれたりすることは結構なんですけれども、それ以外の市民の皆さん、それ以外の団体の皆さんの意見を聞かない、意見交換の場を設けないということ自体は非常に問題であると思いますけれども、その点いかがですか。（「おかしい、それ」と呼ぶ者あり）

○西谷忠雄副市長 それ以外、団体、協議会以外の方の意見を聞かないということですが、基本的にはほとんどの自治会が——自治会だけではございませんので、先ほども申しましたけれども、各種スポーツの関係でございましたり文化の関係でございましたり、あらゆる団体の方に入っておりますので、その辺の意見については集約できるものと考えております。

○三橋和史委員 いや、あらゆる団体の皆さんが入っているといっても、そこに市民が全員入っているわけではないでしょう。（発言する者あり）現にPTAの皆さん、入っていないわけじゃないですか。（発言する者あり）

副市長がおっしゃる自治会とか自主防犯組織、あるいは文化・スポーツ関係の団体、これが市民の全てを代表しているんですか。そこに説明をしたり、そこを協議をすれば避難計画については足りるんですか。（発言する者あり）そうじゃないでしょう。避難計画については、住民に広く周知する、それを策定する過程で地域の住民の皆さんの意見を酌み上げる、こういった法体系になっているのではないですか。

危機管理監、その点、いかがですか。

○**國友 昭危機管理監** 三橋委員の御質問にお答えいたします。

現在、検討中でありますのは避難計画の案ということで、案を作成する段階でこの協議会を中心に検討しているということで、案ができました以降、具体的に避難計画をどうするか、どう市民の皆さんに説明するかについては、引き続き検討していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** それでは、案の策定段階においては、この協議会に参加している市民以外は関与できないということですか。

○**内藤智司委員長** 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

○**内藤智司委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

○**國友 昭危機管理監** 御質問についてお答えいたします。

危機管理課といたしましては、この協議会に入らせていただいております自主防災・防犯組織の方を主体に避難計画の案については協議、意見を頂戴したいというふうに考えているところでございまして、その案がまとまった以降、具体的にどこの部分が、体育館なのか体育館プラスアルファどういうところが残るかがわかりました以降、現在あります避難所運営マニュアルを修正する等の具体的な御意見、あるいは市としての支援について検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** それでは、その自主防災組織に加入していなかったら案の策定段階には関与できないということなんですか。避難計画についても、学校関係の避難計画も定めていますよね。自主防災組織がそこを全て代表しているんですか、そうではないでしょう。自主防災組織に入っていないとそういった意見さえも案の策定段階で言うことができないというのは、恐ろしい差別行政をやっているのではないですか。

まして、危機管理の面では、災害弱者とも言われる小学校の子供たちにかかわることじゃないですか。その点について、避難計画の案の策定段階についてはPTAの意見は聞きませんよということはおかしいわけであって、それをしているのはなぜなのかということを知っているんです。

(「答えてない」と呼ぶ者あり)

協議会や自主防災組織の意見を重視するのは結構なんですけれども、それ以外の団体や市民の意見を聞く場を設けないのか、なぜ設けないんだ、それがおかしいだろうということを質問しているわけでありましてけれども、その点、合理的な説明をしていただけますか。

別に、その合理性を説明するんじゃないかと、いや間違っていましたと、説明します、意見交換いたします、そういった答弁でも結構なんですよ。どっちが合理的か考えて答弁していただけますか。(発言する者あり)

○**内藤智司委員長** 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 質問にお答えいたします。

従来から避難所運営マニュアル等につきましては、自主防災・防犯組織の皆様が中心に作成を
していただいておりますことから、今回も避難計画につきましては、自主防災・防犯組織の皆様
から主体的に御意見をいただきながら避難計画の案をまとめていきたいという考えでございます。

その案を作成した後に、市民の皆様に広く御意見をいただくという認識をしているところで
ございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○三橋和史委員 避難計画というのは避難所の運営の話だけではありませんよね。まさに、学校に
おける避難計画であったり、子供の安全・安心についてどのように反映していくかという点につ
いては、PTAの皆さんが御心配されてこの請願を出されているわけであって、自主防災組織の
意見を聞いたからそれでいいんだということにはならないわけであって、その点、PTAの皆さ
んに説明されればいだけの話ではないんですか。それをなぜ拒否するのか、お聞きしたい。

同じ質問ばかりしていますけれどもね。（「PTAに説明してください」と呼ぶ者あり）それ
を答えられないということは、やっていることがおかしいということなんですよ。

○内藤智司委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時43分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○國友 昭危機管理監 御質問にお答えいたします。

現在、検討している案の主体については、避難所のスペースをどこにするかというところを中
心に御意見をいただいているところでございます。

そういった観点からは、自主防災・防犯組織及びこの子供部の中にも一部保護者の方もいらっ
しゃるということで、そういった皆様の御意見をいただきながら避難所スペースを固めていくと。
その後、具体化した中で、先ほど委員お述べのような具体的な避難計画に結びつけていくという
認識をしているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 時間が来ておりますので最後にしますけれども、先ほどから申し上げているよう
に、一部の任意団体だけを窓口にして市政に対して意見を言う場を限るといような行政という
のは、防災だけではなくてほかの分野においてもこれは言語道断であるということを申し上げて
おきたいと思います。

また、この請願に関して申し上げますと、一部請願の記載内容としてはなじまない部分もある
ようには思いますけれども、請願というのは、これを採択したとしてもその内容に行政機関が特
別の法律上の拘束を受けるといものではありませんで、法律的には希望を述べるというものな
んです。市民の皆さんがまさに市政に対して希望を述べる、それを最終的にどう判断をするか
というのは権限ある機関の判断にまつべきものでありますけれども、私はこの請願について、願意
に賛同できるかどうか重要なんであって、一部の文言にとらわれてこれに賛成だ、反対だと、
そういったものではないということを議員の皆さんにも申し上げておきたいと思ひますし、そう
いった政治的な圧力が何かわかりませんが、そういったものにまげられて危機管理行政、

防災行政に対して一部の市民の意見しか聞かないというようなことをやっているのであれば、これは即刻改めていただきたいということもあります。

跡地計画については質問できませんでしたが、その点についても同様でありますので、その点申し上げまして、私の質問といたします。

以上であります。